

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 文化スポーツ部 スポーツ推進課

番号 3

不利益処分の内容		茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	①茅ヶ崎市屋内温水プールの管理運営について、指定管理者が正当な理由がないのに茅ヶ崎市の指示に従わないとき ②指定管理業務を継続することができないと認めるとき
	参考事項	協定書抜粋 (指定の取消し等) 第17条 甲は、乙が第13条第1項の指示に従わないときその他乙による管理運営業務を継続することができないと認められるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成26年 3月 26日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--